**○職員の分限に関する条例（昭和二十六年十一月八日大阪府条例第四十一号）　※抜粋**

（別紙２）

（降任又は免職の基準）

第五条　第三条に規定する場合において、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは職務の遂行能力に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけではなく、公務員として通常要求される勤務成績又は適格性を欠くときは免職とする。